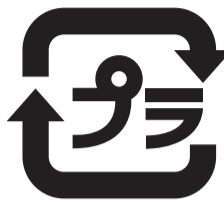


プラスチックごみの分け方・出し方

鈴鹿市の「プラスチックごみ」は、ごみの減量化と最終処分場の延命化を目的として、リサイクルをするために平成22年度から分別方法を変更しています。

「プラスチックごみ」として排出できるのは「プラスチック製容器包装」のみになります。

プラスチックごみの対象となるものの例



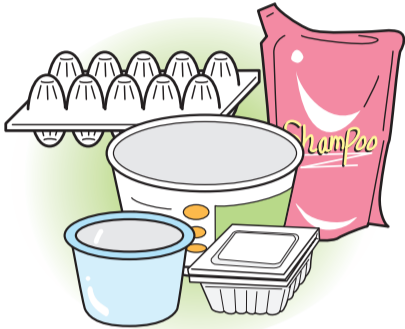
←このマークが目印です。

※マークの表示スペースがないものは外箱等にまとめて表示されています。

●商品を入れていた容器や包んでいた包装で、プラスチック・ビニール製のものが対象です。

ペットボトル本体は対象外です。

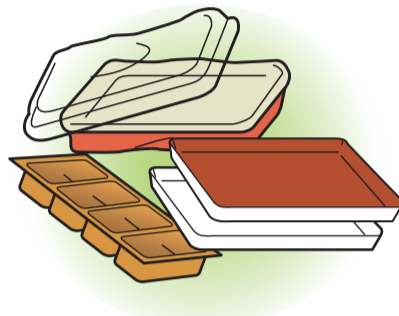
カップ・パック類



袋・フィルム類



トレイ類



フタ・キャップ類



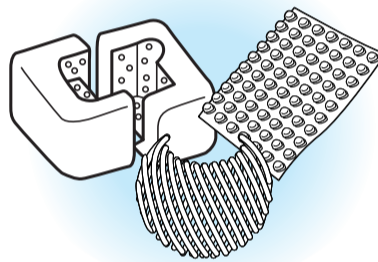
ボトル類



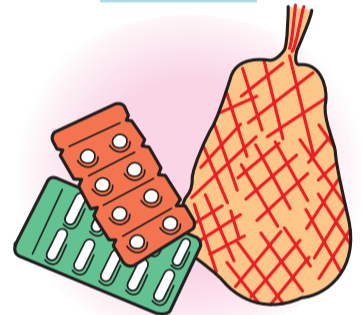
チューブ類



緩衝材類



その他



※ラップ類も「プラスチック製容器包装」として出してください。(汚れていないもの)

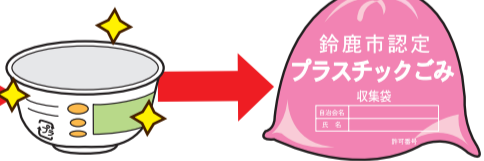
出し方の注意点

① 汚れは必ず落とす。

残り水ですすいだり、紙でふきとったりする。



汚れが落ちない場合

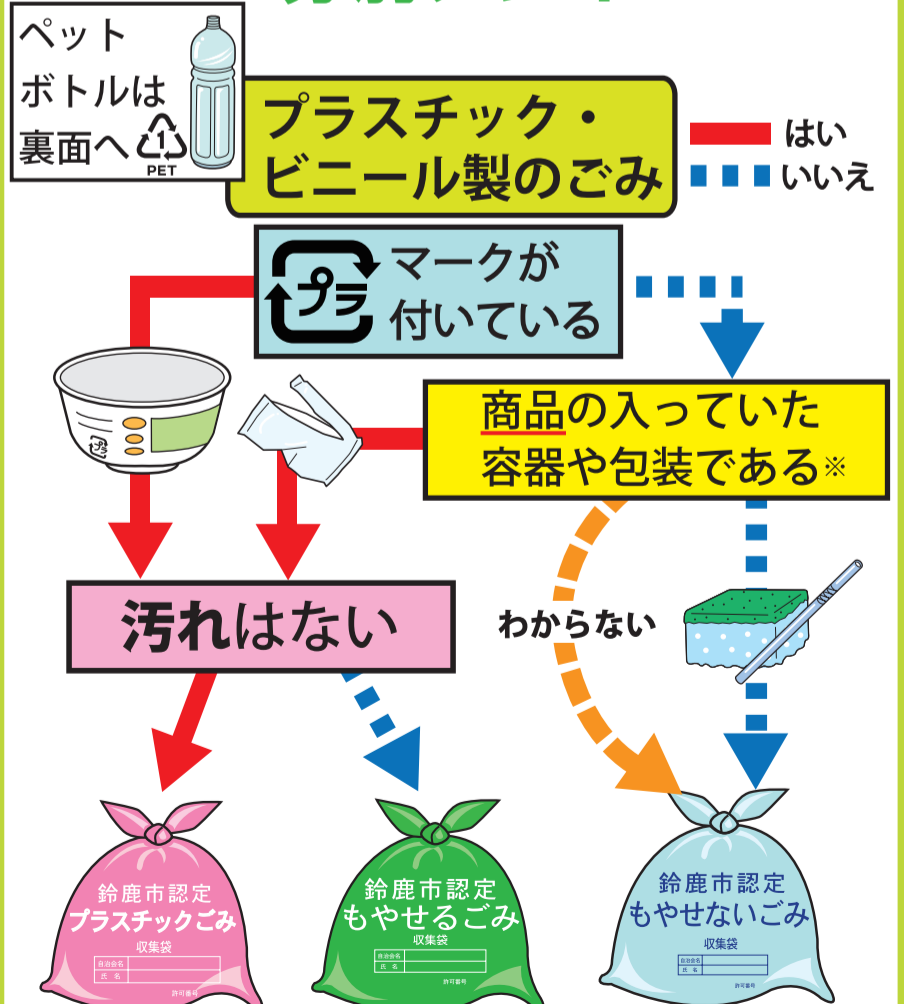


汚れているものはリサイクルできません。

袋に入れる前に**再確認!!**



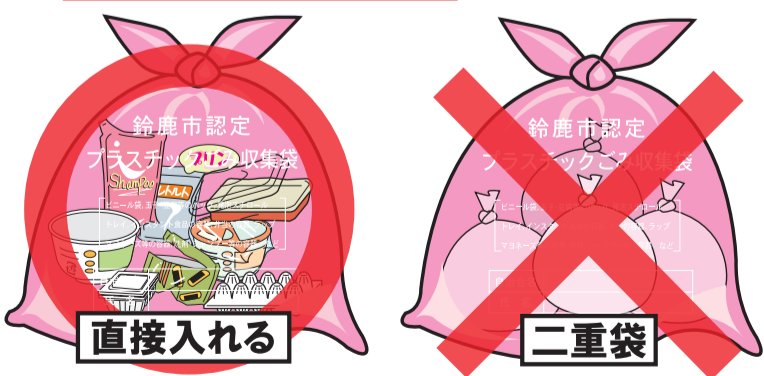
分別チャート



※硬い・柔らかいは関係ありません。

裏面もご覧ください。

② 二重袋にせず、認定袋に直接入れる。



二重袋にすると中身が確認できません。また、収集後の手選別作業に支障をきたします。

③ ふた・キャップは、はずす。

④ 紙ラベルやシールは、できるだけはがす。

ペットボトルについて

ペットボトル本体については「資源ごみB」で出してください。

「プラスチックごみ」では出せません。

資源ごみの集積所が遠い等の理由で、資源ごみとして出せない場合は、スーパー等の店頭回収を利用するか、「もやせないごみ」で出してください。

※キャップ・ラベルは「プラスチックごみ」

ペットボトル本体



資源ごみB
または
もやせないごみ
(汚れていたり、資源ごみの集積所に出せない場合)
※スーパー等の店頭回収をできるだけ利用してください。

キャップ・ラベル



→ **プラスチックごみ**



プラスチックごみの汚れについて

「プラスチックごみ」はリサイクルをするため、**汚れたままでは出すことができません。**

「目で見てわからない、手で触ってわからない程度」に汚れを取り除いて出してください。

■お菓子の袋の場合

残りかすをはらえば「プラスチックごみ」として出すことができます。

<p>お菓子の袋</p> 	<p>中身をはらう</p> 	<p>プラスチックごみへ</p> 
<p>油や液体よごれ</p> 	<p>すすいだり、ふいたり</p> 	<p>プラスチックごみへ</p> 

■油や液体よごれの場合

他のものと一緒に袋に入れた時に、汚れが他のものに移らない程度に水ですすいだり、紙や布でふきとれば、「プラスチックごみ」として出すことができます。

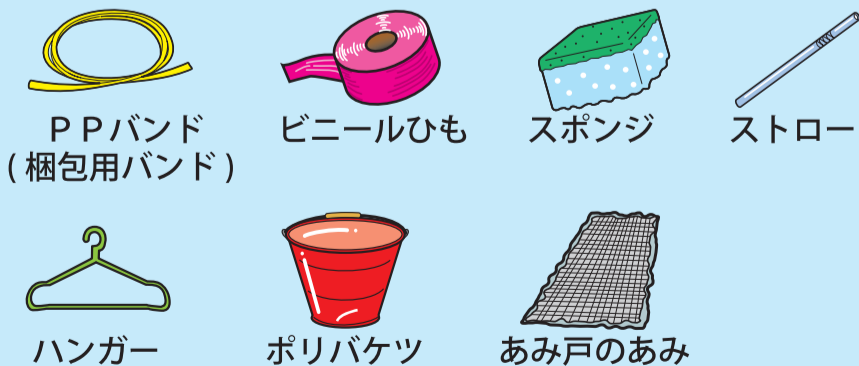
洗剤や水を多量に必要とする物や、汚れが落ちない又は落とすにくいものは「もやせるごみ」として出してください。
(例) 調味料の小袋、チューブ類、油のボトル、納豆のパック



こんなものは対象外

プラスチック製であっても容器や包装でないものは対象外です。

以下のものは「もやせないごみ」として出してください。



その他：おもちゃ、歯ブラシ、プランター、スプーン、文房具、バラ、CD(ケースも含む)、食器、クリーニングの袋 等

危険！

「プラスチックごみ」をリサイクルするときに、**発火・爆発**する恐れがありますので、以下のものは**絶対に入れない**でください。

